

# 紫波町指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 紫波町が開設する紫波町指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮して、利用者及びその家族のサービス選択を第一義として、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係者と緊密な連携を図り、サービス担当者会議の開催も含め総合的なサービスの提供に努める。

4 事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立って計画作成に臨むとともに、その後の経過観察等においても、利用者の身体機能の改善に留意し適切な指導援助に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 紫波町指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務の総括の任に当たるものとする。
- (2) 保健師 2名（常勤兼務）
- (3) 社会福祉士 2名（常勤兼務）
- (4) 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務）  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の内容及び使用料)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料は無料とする。

- (1) 利用者等への情報提供 利用者及びその家族に対し、当該地域における指定介護予防サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料などの情報を

提供し自らサービスの選択が可能となるよう支援する。

- (2) 利用者の実態把握 担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- (3) 介護予防サービス計画の作成 担当職員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議 担当職員は、指定介護予防サービスの提供に係る担当者会議を開催し、当該介護予防サービス計画の原案内容について、各分野の担当者に専門的な見地から意見を求めるものとする。
- (5) 利用者の同意 担当職員は、利用者及びその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- (6) モニタリングの結果記録 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、利用者の状態について定期的に再評価する。

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の居宅とする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、指定介護予防サービス事業所内又は利用者の居宅とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、紫波町とする。

(苦情処理)

- 第9条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 提供した指定介護予防支援に係り利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、紫波町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の各号に掲げる措置を講

じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための担当職員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 指定介護予防支援の提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを紫波町に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第 12 条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（個人情報保護）

- 第 13 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 利用者の個人情報については、事業所での指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 14 条 自然災害や感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、優先すべき業務を特定し、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 15 条 職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内
  - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の会計期間とする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所には、介護予防サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定介護予防支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は紫波町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 紫波町指定介護予防支援事業所の概要

### (1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	紫波町指定介護予防支援事業所
所在地	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
介護保険指定番号	介護予防支援事業者 (岩手県指定 0302200019)
サービス提供地域	紫波町内

### (2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態	業務内容
管理者	常勤・兼務 1名	事業所管理・総括等
保健師	常勤・兼務 2名	計画作成業務等
社会福祉士	常勤・兼務 2名	計画作成業務等
主任介護支援専門員	常勤・兼務 1名	計画作成業務等
介護支援専門員	非常勤 3名	計画作成業務等
事務員	常勤・兼務 1名	会計事務等

### (3) 営業時間

平日	午前8時30分から午後5時15分
土・日・祝日	休業

※年末年始（12月29日～1月3日）も休業となります

#### 【緊急時の連絡先】

電話 019-671-1101

ファクシミリ 019-672-4349